

## 市第73号議案 横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部改正

### 1 条例改正の趣旨

国と神奈川県において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る公費負担の限度額がそれぞれ引き上げられたことに伴い、標記条例を改正する。

### 2 単価の引上げ額

#### (1) 選挙運動用自動車の使用の公費負担

区 分		現行単価	引上げ額	改正(案)単価
以 外 の 契 約	自動車借入れ(レンタカー) 〔1日当たり〕	15,800円	300円	16,100円
	燃料費 〔1日当たり〕	7,560円	140円	7,700円

※なお、運転手雇用は、現行単価12,500円(1日)で据置き。

#### (2) 選挙運動用ビラの作成の公費負担

区 分	現行単価	引上げ額	改正(案)単価
50,000枚以下の単価 〔1枚当たり〕	7円51銭	0円22銭	7円73銭
50,000枚を超える場合 50,000枚超以降の単価 〔1枚当たり〕	5円02銭	0円16銭	5円18銭

#### (3) 選挙運動用ポスターの作成の公費負担

区 分		現行単価	引上げ額	改正(案)単価
印 刷 費	選挙区のポスター掲示場の数が500 箇所以下の単価 〔1枚当たり〕	525円06銭	16円25銭	541円31銭
	選挙区のポスター掲示場の数が500 箇所を超える場合 500箇所超以降の単価〔1枚当たり〕	27円50銭	0円85銭	28円35銭
企画費		310,500円	5,750円	316,250円

### 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

※この条例による改正後の横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

<裏面あり>

【参考】単価引上げ後の公費負担限度額

(1) 選挙運動用自動車（市会議員選の場合の例：選挙運動期間9日間）

ア 自動車借入れ

$$16,100円 \times 9日間 = 144,900円(1人当たり最大) \quad [従前:142,200円]$$

イ 燃料費

$$7,700円 \times 9日間 = 69,300円(1人当たり最大) \quad [従前:68,040円]$$

(2) 選挙運動用ビラ

ア 公費による負担額（1人当たり）

$$1枚当たりの作成単価(税込) \times \text{ビラ作成枚数}$$

イ 限度額

(ア) 50,000枚以下の場合

$$7円73銭 \times \text{ビラ作成枚数}$$

【例：市会議員選(上限8,000枚)の場合】

$$\text{公費負担限度額: } 7円73銭 \times 8,000枚 = 61,840円(1人当たり最大)$$

[従前:60,080円]

(イ) 50,000枚超以降の場合

$$\frac{7円73銭 \times 50,000枚 + 5円18銭 \times (\text{ビラ作成枚数} - 50,000枚)}{\text{ビラ作成枚数}} = \underline{\text{A円}}(\text{単価})$$

※1銭未満の端数は、1銭とする。

$$\underline{\text{A円}} \times \text{ビラ作成枚数} = \text{公費負担限度額}$$

【例：市長選(上限70,000枚)の場合】

$$\frac{7円73銭 \times 50,000枚 + 5円18銭 \times (70,000 - 50,000枚)}{70,000枚} = \underline{7円01銭}(7.001\dots円)$$

$$\text{公費負担限度額: } \underline{7円01銭} \times 70,000枚 = 490,700円(1人当たり最大)$$

[従前:476,000円]

(3) 選挙運動用ポスター

ア 公費による負担額（1人当たり）

$$1枚当たりの作成単価(税込) \times \text{ポスター作成枚数}^{\ast}$$

※当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じた数までを上限とする。

イ 限度額

(ア) 500箇所以下の場合

$$\frac{541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250}{\text{ポスター掲示場数}} = \underline{\text{B円}}(\text{単価})$$

※1円未満の端数は、1円とする。

$$\underline{\text{B円}} \times \text{ポスター掲示場数} \times 2 = \text{公費負担限度額}$$

【例：市会議員選（鶴見区：ポスター掲示場数333箇所）の場合】

$$\frac{541円31銭 \times 333箇所 + 316,250}{333箇所} = \underline{1,492円}(1,491.009\dots円)$$

$$\text{公費負担限度額: } \underline{1,492円} \times 333 = 496,836円$$

$$496,836円 \times 2 = 993,672円(1人当たり最大)$$

[従前:971,028円]

(イ) 500箇所を超える場合

$$\frac{28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 586,905}{\text{ポスター掲示場数}} = \underline{\text{C円}}(\text{単価})$$

※1円未満の端数は、1円とする。

$$\underline{\text{C円}} \times \text{ポスター掲示場数} \times 2 = \text{公費負担限度額}$$

【例：市長選（ポスター掲示場数4,717箇所）の場合】

$$\frac{28円35銭 \times (4,717 - 500) + 586,905}{4,717} = \underline{150円}(149.768\dots円)$$

$$\text{公費負担限度額: } \underline{150円} \times 4,717 = 707,550円$$

$$707,550円 \times 2 = 1,415,100円(1人当たり最大)$$

[従前:1,386,798円]